

異常時や輸送障害時は、いつも以上に注意して 明確な勤務指示を受けて、正しく作業報告を行おう！！

寒波の襲来により、連日に渡って、輸送障害が発生し、各職場においても、全面運休に伴い、出勤時の指示や勤務の取り扱い・指示がなされています。

このような状況の中、管理者からの指示が明確なものか？何に基づく指示なのか？指示を受けた社員が理解できているかが、重要なことです。

まだ、記憶に新しいことですが、過去には、管理者の指示が明確でないことや指示を受けた社員が理解していないことから、いつでも出勤出来る「待機」でいるにも関わらず、食事をしたからという理由で、後から「休養」にするという勤務処理が発生しています。

乗務員勤務には「待機」と「休養」しかありません！！

「待機」指示を受けていても、食事をとることは認められています。

そして「休養」は明確に何時から何時までと指示が必要です。

職場で、実際の勤務実態と後日の勤務処理が異なるような指示や取り扱いがないですか？

過去に発生した「労働時間の改ざん」を発生させないためにも「明確な指示をする」「明確な指示を受ける」そして「指示が曖昧」「指示が理解できない」場合には、**管理者に再度確認すること**が重要です！！

以前発生した「労働時間改ざん」に対する団体交渉で、総額 300,000 円、対象件数 200 件もの改ざんを追給させ、支社は就業規則第 88 条の 2 に対する認識不足と回答しています。

明確な勤務指示・適正な勤務処理が行われているか、 東日本ユニオンは引き続きチェックしていきます！！